

議案第 20 号

三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及び三観広域行政組合規約の一部
変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、観音寺市と協議の上、三観広域行政組合
の共同処理する事務を変更し、及び三観広域行政組合規約の一部を変更することについ
て、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三観広域行政組合規約の一部を変更する規約

三観広域行政組合規約（昭和46年香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 9 号を削り、同条第 8 号を同条第 9 号とし、同条第 4 号から同条第 7 号まで
を 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第 82 条第 1 項の規定による報告徴収

エ 法第 83 条第 1 項の規定による立入検査等

第 3 条第 3 号中オの次に次のように加え、同号を同条第 4 号とする。

カ 法第 83 条の 2 第 1 項の規定による命令

第 3 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この号において「法」という。）に基づ
く事務のうち、次に掲げる事務。

ア 法第 46 条第 1 項の規定による報告徴収

イ 法第 47 条第 1 項の規定による立入検査

ウ 法第 47 条の 2 第 1 項の規定による命令

別表中「第 14 条関係」を「第 12 条関係」に、

「

消防	地方交付税の消防費基準財政需要額割
液化石油ガス設備工事の届出の受理等	処理件数割

」を

「

消防	地方交付税の消防費基準財政需要額割
ガス事業法に基づく事務	処理件数割
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	処理件数割

」に

改め、香川県立三豊体育館の項を削る。

附 則

この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

【議案第20号関係】

三観広域行政組合規約(昭和46年香川県知事許可)
一部変更 新旧対照表(抄)

変更後 (案)		現 行	
(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。 (1)・(2) 略 <u>(3) ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この号において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げる事務。 <u>ア 法第46条第1項の規定による報告徴収</u> <u>イ 法第47条第1項の規定による立入検査</u> <u>ウ 法第47条の2第1項の規定による命令</u> <u>(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下この号において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げる事務。 ア 法第16条の2第2項の規定による命令(イの届出に係るものに限る。) イ 法第38条の3の規定による届出の受理 <u>ウ 法第82条第1項の規定による報告徴収</u> <u>エ 法第83条第1項の規定による立入検査等</u> <u>オ 法第83条第3項の規定による立入検査(イの届出に係るものに限る。)</u> <u>カ 法第83条の2第1項の規定による命令</u> <u>(5) 老人福祉法に基づく、養護老人ホームの設置及び運営管理並びに老人短期入所事業の運営に関する事務。</u> <u>(6) 在宅当番医制事業の委託に関する事務。</u> <u>(7) 病院群輪番制病院事業の補助金に関する事務。</u> <u>(8) 小児救急医療支援事業の補助金に関する事務。</u> <u>(9) 救急勤務医支援事業の補助金に関する事務。</u> (10)～(11) 略 別表(第12条関係) 関係市が負担する負担割合		(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。 (1)・(2) 略 <u>(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下この号において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げる事務。 ア 法第16条の2第2項の規定による命令(イの届出に係るものに限る。) イ 法第38条の3の規定による届出の受理 <u>ウ 法第83条第3項の規定による立入検査(イの届出に係るものに限る。)</u> <u>(4) 老人福祉法に基づく、養護老人ホームの設置及び運営管理並びに老人短期入所事業の運営に関する事務。</u> <u>(5) 在宅当番医制事業の委託に関する事務。</u> <u>(6) 病院群輪番制病院事業の補助金に関する事務。</u> <u>(7) 小児救急医療支援事業の補助金に関する事務。</u> <u>(8) 救急勤務医支援事業の補助金に関する事務。</u> <u>(9) 香川県立三豊体育館の運営管理に関する事務</u> (10)～(11) 略 別表(第14条関係) 関係市が負担する負担割合	
区分	割合	区分	割合
市税等の滞納整理	均等割 2,000,000 円 滞納整理済額 20% 人口割 均等割、滞納整理済額割その他の収入をもつてしても、なお歳出に不足する額	市税等の滞納整理	均等割 2,000,000 円 滞納整理済額 20% 人口割 均等割、滞納整理済額割その他の収入をもつてしても、なお歳出に不足する額
消防	地方交付税の消防費基準財政需要額割	消防	地方交付税の消防費基準財政需要額割
<u>ガス事業法に基づく事務</u>	<u>処理件数割</u>	<u>液化石油ガス設備工事の届出の受理等</u>	<u>処理件数割</u>
<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務</u>	<u>処理件数割</u>	養護老人ホーム	均等割
養護老人ホーム	均等割	在宅当番医制事業	均等割
在宅当番医制事業	均等割	病院群輪番制病院事業	均等割
病院群輪番制病院事業	均等割	小児救急医療支援事業	均等割
小児救急医療支援事業	均等割	救急勤務医支援事業	均等割
救急勤務医支援事業	均等割	<u>香川県立三豊体育館</u>	<u>90%観音寺市、10%三豊市</u>
		電子計算センター	建設費 全額 観音寺市 運営管理 人口割。ただし、いずれかの市のみの

電子計算センター	建設費	全額 観音寺市		費	仕様に係る費用にあつては当該市の負担。
	運営管理費	人口割。ただし、いずれかの市のみの仕様に係る費用にあつては当該市の負担。		戸籍事務に係る電子情報処理組織	人口割。ただし、いずれかの市のみの仕様に係る費用にあつては当該市の負担。
戸籍事務に係る電子情報処理組織		人口割。ただし、いずれかの市のみの仕様に係る費用にあつては当該市の負担。		運 営 管 理 費	実績割
ごみ処理施設	運営管理費	実績割		ごみ処理施設	施設閉鎖に伴う費用
	施設閉鎖に伴う費用	人口割			
介護認定審査及び介護扶助のための要介護状態等の審査判定		30%均等割、70%人口割（65歳以上）		介護認定審査及び介護扶助のための要介護状態等の審査判定	30%均等割、70%人口割（65歳以上）
介護給付費等の支給に係る審査判定		30%均等割、70%審査件数割		介護給付費等の支給に係る審査判定	30%均等割、70%審査件数割
その他組合の運営管理費		均等割		その他組合の運営管理費	均等割